

北海道告示第 10742 号

昭和 49 年北海道告示第 809 号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 5 月 1 1 日

北海道知事 鈴木 直道

農政第 217 号様式を次のとおり改める。

## 輸出対応施設等整備事業実施計画(実績)書

### 1 輸出対応施設等整備事業の対象となる事業の内容等

市町村名	事業実施主体名	区分	メニュー	対象農林水産物名	事業内容 (工種、施設区分、構造・規格、能力等)	事業費	負担区分			実施による効果(成果)	備考
							国庫交付(補助)金	市村	町費 その他		
						円	円	円	円		
合 計											

注1 この様式は、農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業又は農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該事業に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 全ての欄について、事業実施主体ごとに記入すること。

なお、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

3 「区分」の欄については、農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の場合は、「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」を、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の場合は「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業」と記載すること。

4 「メニュー」の欄については、各交付等要綱第4の(1)及び(2)に規定する事業名を記入すること。

5 「事業内容」の欄については、施設区分等ごとに具体的な整備内容(基数、台数、面積等)を記入すること。

6 備考欄には、事業実施主体毎に、仕入れに係る消費税等仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金から融通を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

7 交付申請の場合は実施設計書(事業内容に実施設計費を計上している場合を除く)、実績報告の場合は出来高設計書及び農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業交付等要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付要綱に定める財産管理台帳を添付すること。

